2021年2月10日 株式会社 伊予銀行

(自己資本の構成に関する事項)

「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化-第2フェーズー」と題する文書における表に記載された番号を指します。

【2020年12月期(連結)】 (単位:百万円、%) 別紙様式第十四 国際様式の 当四半期末 前四半期末 項目 号(CC2)の参照項 (2020年12月末) 該当番号 (2020年9月末) 目 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 1a+2-1c-26 普通株式に係る株主資本の額 485, 969 478, 968 うち、資本金及び資本剰余金の額 41,300 41,300 (1) (2)2 うち、利益剰余金の額 449, 714 444, 931 (3) うち、自己株式の額(△) 1c5,045 5,045 (4) 26 うち、社外流出予定額 (△) 2,218 うち、上記以外に該当するものの額 普通株式に係る新株予約権の額 273 273 (5) 1b 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 222, 430 (6) 240, 242 5 普通株式等Tierl資本に係る調整後非支配株主持分の額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ) 726, 485 701,671 普通株式等Tier1資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る 8+9 5,764 5,386 ものを除く。) の額の合計額 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の 8 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 9 (7) 5,764 5, 386 係るもの以外のものの額 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 (8) 11 繰延ヘッジ損益の額 △984 (9) $\wedge 1.450$ 12 適格引当金不足額 15, 476 14,983 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 13 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 14 本に算入される額 退職給付に係る資産の額 15 20, 427 19,864 (10)自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除 16 0 0 (11)く。) の額 17 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 18 少数出資金融機関等の普通株式の額 (11)19+20+21 特定項目に係る十パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のう 19 ち普通株式に該当するものに関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ 20 ツに係るものに限る。) に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 21 関連するものの額 22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のう 23 ち普通株式に該当するものに関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ 24 ツに係るものに限る。) に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 25 関連するものの額 27 その他Tierl資本不足額

40, 219

39, 250

普通株式等Tierl資本に係る調整項目の額 (ロ)

28

⁽注) 「別紙様式第十四号(CC2)」とは、別途ホームページに開示しております「連結貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明」を指しております。

	様式の 番号	項目	当四半期末 (2020年12月末)	前四半期末 (2020年9月末)	別紙様式第十四 号(CC2)の参照項 目
普通树	未式等1	ierl資本			
2	9	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	686, 266	662, 421	
その化	也Tier1	資本に係る基礎項目			
	31a	その他Tierl資本調達手段に係る株主資本の額及びその内 訳	-	-	
30	31b	その他Tierl資本調達手段に係る新株予約権の額	_	_	
	32	その他Tierl資本調達手段に係る負債の額	_	_	
		特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	_	_	
34-	-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2, 276	2, 152	(12)
33-	+35	適格旧Tierl資本調達手段の額のうちその他Tierl資本に係 る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
3	3	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調 達手段の額	-	-	
3	5	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除 く。)の発行する資本調達手段の額	_	-	
3	6	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	2, 276	2, 152	
その化	<u>t</u> Tier1	資本に係る調整項目			
3	7	自己保有その他Tierl資本調達手段の額	-	-	
3	8	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tierl資本 調達手段の額	-	-	
3	9	少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	-	-	(11) (13)
4	.0	その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	
4	2	Tier2資本不足額	_	_	
4	3	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	_	
その化	<u>t</u> Tier1	資本			
4	4	その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (へ)	2, 276	2, 152	
Tier1	資本				
4	:5	Tierl資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	688, 542	664, 574	
Tier2	資本に	係る基礎項目			
		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_	_	
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_	-	
4	.6	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_	-	
48-	-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	535	506	(12)
47-	+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎 項目の額に含まれる額	-	-	
4	:7	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調 達手段の額	_	-	
4	.9	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除 く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
5	0	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の 合計額	115	108	
50)a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	115	108	(14)
50)b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	_	
5	1	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	650	615	
Tier2	資本に	係る調整項目			
5	2	自己保有Tier2資本調達手段の額	-		
5	3	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手 段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
5	4	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	(11) (13)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2020年12月末)	前四半期末 (2020年9月末)	別紙様式第十四 号(CC2)の参照項 目
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	_	_	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	650	615	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	689, 193	665, 189	
リスク・アー	セット			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4, 451, 355	4, 351, 758	
連結自己資		, ,		
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	15. 41	15. 22	
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	15. 46	15. 27	
63	連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	15. 48	15. 28	
64	最低連結資本バッファー比率	2. 50	2.50	
65	うち、資本保全バッファー比率	2.50	2. 50	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00	0.00	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	_	_	
68	連結資本バッファー比率	7. 48	7. 28	
調整項目に作	系る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目 不算入額	56, 201	55, 075	(11) (13)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額	3	3	(11)
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額	-	-	
Tier2資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	115	108	(14)
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	640	636	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	_	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	25, 291	24, 703	
資本調達手具	受に係る経過措置に関する事項	·		
82	適格旧Tierl資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tierl資本調達手段の額から適格旧Tierl資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)	-	-	

【2020年12月期(単体)】 (単位:百万円、%)

12020 - 127	1 朔(甲14)】		(十)	立:日万円、%)
国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2020年12月末)	前四半期末 (2020年9月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
普通株式等T	ierl資本に係る基礎項目	'		
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	467, 971	461, 578	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	31, 429	31, 429	
2	うち、利益剰余金の額	443, 050	438, 875	
1c	うち、自己株式の額(△)	6, 507	6, 507	
26	うち、社外流出予定額 (△)	_	2, 218	
	うち、上記以外に該当するものの額	_	_	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	273	273	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	233, 402	216, 905	
6	普通株式等Tierl資本に係る基礎項目の額 (イ)	701, 647	678, 757	
普通株式等T	ier1資本に係る調整項目	· · ·		
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。)の額の合計額	5, 773	5, 392	
8	うち、のれんに係るものの額	_		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外のものの額	5, 773	5, 392	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	
11	繰延ヘッジ損益の額	△1, 450	△984	
12	適格引当金不足額	17, 317	16, 889	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額	-	-	
15	前払年金費用の額	22, 526	21, 885	
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除 く。) の額	0	0	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	_	_	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	_	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	
27	その他Tierl資本不足額	_	-	
28	普通株式等Tierl資本に係る調整項目の額 (ロ)	44, 166	43, 183	
普通株式等T	ierl資本			
29	普通株式等Tierl資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	657, 480	635, 574	
その他Tier1	資本に係る基礎項目			
31a	その他Tierl資本調達手段に係る株主資本の額及びその内	_	_	
	訳			
30 31b	その他Tierl資本調達手段に係る新株予約権の額	_	_	
32	その他Tierl資本調達手段に係る負債の額	-	_	
	特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	_	_	

⁽注) 当四半期末において「別紙様式第十三号(CC2)」を作成しないため、「別紙様式第十三号(CC2)の参照項目」は空白としております。

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2020年12月末)	前四半期末 (2020年9月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
33+35	適格旧Tierl資本調達手段の額のうちその他Tierl資本に係 る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
36	その他Tierl資本に係る基礎項目の額 (ニ)	_	-	
その他Tierl	資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tierl資本調達手段の額	_	_	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tierl資本 調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	-	_	
40	その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	
42	Tier2資本不足額	-	_	
43	その他Tierl資本に係る調整項目の額 (ホ)	_		
その他Tierl				
44	その他Tierl資本の額 ((ニ) – (ホ)) (へ)	-		
Tier1資本	mu e Vite Luco Hett. / / No. / No.			
45	Tierl資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	657, 480	635, 574	
Tier2資本に	係る基礎項目			
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_	_	
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額 Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		
	Tier2資本調達手授に係る負債の額 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額			
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎 項目の額に含まれる額	-		
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の	_		
50a	合計額 うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	_	_	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	_	_	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	-	_	
Tier2資本に	係る調整項目			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	_		
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手 段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	_	_	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	_	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	-	-	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	657, 480	635, 574	
リスク・ア	セット			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4, 363, 433	4, 272, 171	
自己資本比	······································			
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	15. 06	14. 87	
62	Tierl比率 ((ト)/(ヲ))	15. 06	14. 87	
63	総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	15. 06	14. 87	
調整項目に作	系る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目 不算入額	56, 269	55, 143	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額	16, 643	16, 643	

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2020年12月末)	前四半期末 (2020年9月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものに限る。)に係る調整項目不算入額	_	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額	_	-	
Tier2資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	-	_	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-	_	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	_	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	25, 145	24, 605	
資本調達手具	役に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	_	-	
83	適格旧Tierl資本調達手段の額から適格旧Tierl資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。)	-	_	